

IV 欧 州

欧州地域(EU)概観

■ EU 経済は回復にばらつき

EU (EU27) 経済は、金融危機の影響から回復基調にある。欧州委員会が 2011 年 5 月 13 日に発表した春季経済予測によれば、2009 年にはマイナス 4.2%に落ち込んだ実質 GDP 成長率は、2010 年には 1.8%となった。2011 年の成長率も 1.8%との見通しも示している。2010 年上半年は、金融危機に伴い導入された景気刺激策が経済を下支えした。下半期は、景気刺激策の縮小の影響が懸念されたが、米国や新興国経済の回復、および民間消費の拡大により支えられ、通年でもプラス成長となった。ユーロ圏についても同様に、2009 年はマイナス 4.1%に落ち込んだが、2010 年は 1.8%に回復、2011 年は 1.6%と予測している。

懸念材料の一つとして、食品やエネルギー価格の高騰を背景とした、物価上昇率の上昇がある。欧州中央銀行 (ECB) は 2011 年 4 月、ほぼ 2 年ぶりに政策金利 (主要リファイナンス・オペ金利) の引き上げに踏み切り、1.25%とし、7 月にはさらに 1.5%に引き上げた。中東情勢の不安などを背景に、物価上昇の傾向は今後も続くと思われる、さらなる金利引き上げが予測されている。

さらに、より大きな懸念として、欧州ではドイツをはじめとする経済の好調な国々と、財政問題に苦しみ経済が停滞している国々とに二極化しつつあることがあげられる。春季経済予測では、ユーロ圏のほとんどの国の 2011 年の実質 GDP 成長率を前年の秋季経済予測から上方修正する一方、ポルトガルが 1.2 ポイント (実質 GDP 成長率はマイナス 2.2%)、ギリシャが 0.5 ポイント (マイナス 3.5%)、アイルランドが 0.3 ポイント (0.6%)、それぞれ下方修正した。いずれも財政危機に陥り、EU と IMF からの融資を受ける

国々である。ECB は、財政問題を抱える国々の状況を睨みつつ、過度な物価上昇を防ぐという難しい舵取りをせまられることになる。非ユーロ圏でも、英国で 0.5 ポイント (1.7%) 下方修正されるなど、歳出削減策を強化してきた国で見通しの悪化が顕著だ。

■ 欧州の金融安定に向け日本も貢献

財政危機に陥った加盟国を救済するために、EU は暫定的な基金として欧州金融安定ファシリティ (EFSF) を設立した。EFSF は最長で 2013 年 6 月末までの時限措置として設立されたが、その後 EU は EU 基本条約を改正し、恒久的な支援メカニズムである欧州安定メカニズム (ESM) を導入することを決定した。EU 加盟国は 2011 年 7 月に改正条約に署名し、2013 年 1 月までの発効を目指し、国内の批准手続きを進める。6 月 20 日のユーロ・グループ会合では、EFSF の融資能力拡充にも合意した。ユーロ圏が共同で発行する「ユーロ共同債」の可能性も議論されている。なお、日本は、2011 年 1 月にアイルランド支援のために EFSF が発行した 50 億ユーロの債券のうち 20.5% を購入、同 6 月のポルトガル支援のための計 80 億ユーロの 2 回の起債でも計 16.5 億ユーロ購入。2011 年 6 月までに EFSF が実施した起債すべてに貢献している。

EU はさらに、財政問題発生を予防するために、EU 加盟国間の経済政策を調整し、経済ガバナンスを強化することとした。2010 年 3 月の欧州理事会 (EU 首脳会議) で、ファンロンパウ欧州理事会常任議長を議長とする「経済ガバナンス強化に関するタスクフォース」の設置が決定され、同タスクフォースは 2010 年 10 月の欧州理事会に報告書を提出した。タスクフォースでの議論や欧州委員会の提案に基づき、経済ガバナンス強化のための各種法案が整備されるとともに、2011 年 3 月の欧州理事会では、「ユーロプラス協定」に合意した。同協定は、主にユーロ圏での競争と格差収れんに向け、財政の持続可能性を強化し、経済政策の協調を図ることを目的とするもので、ユーロ圏諸国と、それ以外ではブルガリア、デンマーク、ラトビア、リトアニア、ポーランド、ルーマニアの 6 カ国が参加する。EU ではこれまでも安定・成長協定 (SGP) のもとで財政赤字の監視は行われてきたが、必ずしも実効性があるとは言いがた、また経済政策の事前調整はそれほど行われてこなかった。さらに、新たな仕組みでは、違反国への制裁を強化するとともに、毎上半期に財政政策の相互監視・調整を行う枠組み「ヨーロッパ・セメスター」のもと、加盟国間の経済政策協調を強化する。

表 1 EU の実質 GDP 成長率見通し

	(単位: %)		
	2009 年	2010 年 (推定)	2011 年 (見通し)
EU27	△ 4.2	1.8	1.8
民間消費〔注〕	△ 1.7	0.8	0.9
政府消費	2.2	0.7	0.3
総固定資本形成	△ 12.0	△ 0.7	2.5
輸出	△ 12.4	10.6	7.3
輸入	△ 12.3	9.4	5.6
ユーロ圏	△ 4.1	1.8	1.6

〔注〕 対家計非営利団体 (NPISH) 消費支出含む。

〔出所〕 EU 統計局 (Eurostat)。

EUではまた、金融危機を教訓に、再度の危機発生を予防すべく、金融機関のストレステスト実施に加え、金融機関の監督強化を図った。新たに整備された欧州金融監督制度(ESFS)に基づき、2010年12月には、欧州システムリスク評議会(ESRB)を設置し、2011年1月からは、欧州銀行監督庁(EBA)、欧州証券市場監督庁(ESMA)、欧州保険企業年金監督庁(EIOPA)の3監督庁が始動し

た。ESRBはEUの金融システムのマクロ監督を行い、EBA、ESMA、EIOPAはそれぞれの分野の個々の金融機関の監督を担当する。

またEUは、EUの成長と雇用確保を目指し、2001年からの10年間の成長戦略「リスボン戦略」の後継として、2011年から2020年までの新成長戦略「欧州2020」を採択した。2010年6月の欧州理事会(EU首脳会議)で正式

に採択された「欧州2020」は、就業率、R&D投資水準、気候変動、教育水準、貧困層の削減に関する5つの数値目標を掲げるとともに、具体的な方策として7つのイニシアティブを打ち出した。環境やイノベーションなどを重視し、「知的な経済成長」「持続可能な経済成長」「包摂的な経済成長」の達成を目指す。

■ 貿易では新興国の存在感高まる

EU統計局(ユーロスタット)によると、2010年の域内、域外を含むEUの貿易は、輸出が前年比18.0%増の3兆8,871億7,100万ユーロ、輸入が18.9%増の3兆9,629億6,400万ユーロとなった。金融危機の影響で激減した2009年から輸出入とも立ち直りつつあるが、2008年の水準までは戻っていない。EUの域内貿易と域外貿易の構成比は、輸出が域内65.3%、域外34.7%、輸入が域内62.1%、域外37.9%だった。輸出では1.4ポイント、輸入では1.7ポイント、それぞれ域内の比率が前年比で減少した。域内向けが依然3分の2近くを占めるものの、輸出入とも中国、ロシアなどの存在感が高まっている。

EUの域内貿易は、輸出が前年比15.6%増の2兆5,383億9,300万ユーロ、輸

表2 EU27の主要国・地域別輸出入

	輸出				輸入			
	2009年		2010年		2009年		2010年	
	金額	金額	構成比	伸び率	金額	金額	構成比	伸び率
EU27 域内	2,196,752	2,538,393	65.3	15.6	2,127,474	2,461,203	62.1	15.7
ユーロ圏内	1,296,170	1,478,267	38.0	14.0	1,261,086	1,430,329	36.1	13.4
EU27 域外	1,097,142	1,348,778	34.7	22.9	1,206,475	1,501,761	37.9	24.5
EU加盟候補国	58,815	76,094	2.0	29.4	44,053	51,455	1.3	16.8
米国	205,538	242,092	6.2	17.8	159,208	169,467	4.3	6.4
中国	82,426	113,117	2.9	37.2	214,090	282,011	7.1	31.7
スイス	88,558	105,434	2.7	19.1	73,845	84,126	2.1	13.9
ロシア	65,614	86,508	2.2	31.8	117,736	158,384	4.0	34.5
ASEAN	50,296	60,635	1.6	20.6	67,967	86,374	2.2	27.1
日本	36,038	43,731	1.1	21.3	56,738	64,898	1.6	14.4
インド	27,594	34,799	0.9	26.1	25,447	33,146	0.8	30.3
ブラジル	21,629	31,283	0.8	44.6	25,723	32,320	0.8	25.6
韓国	21,636	27,985	0.7	29.3	32,298	38,652	1.0	19.7
アラブ首長国連邦	25,053	27,709	0.7	10.6	3,775	5,711	0.1	51.3
合計(その他含む)	3,293,894	3,887,171	100.0	18.0	3,333,948	3,962,964	100.0	18.9

[注1] EU域内貿易は輸出がFOB、輸入がCIFのため、輸出入金額が一致しない。

[注2] 表3、4とも、EU域外貿易は通関ベース、EU域内貿易は各企業のインボイス報告などに基づく。

EU加盟候補国:クロアチア、アイスランド、マケドニア、モンテネグロ、トルコ。

[出所] 表3、4、5、6ともEU統計局。

表3 EU27の主要品目別輸出入(域外貿易)

	輸出(FOB)				輸入(CIF)			
	2009年		2010年		2009年		2010年	
	金額	金額	構成比	伸び率	金額	金額	構成比	伸び率
食料品および動物	44,754	54,899	4.1	22.7	67,353	73,786	4.9	9.6
飲料およびたばこ	18,021	21,408	1.6	18.8	6,428	6,886	0.5	7.1
食用に適さない原材料	25,200	34,843	2.6	38.3	41,968	63,745	4.2	51.9
鉱物性燃料・潤滑油等	56,281	75,595	5.6	34.3	297,703	381,724	25.4	28.2
動植物性油脂およびろう	2,587	3,057	0.2	18.2	5,536	6,610	0.4	19.4
化学工業製品	196,222	235,770	17.5	20.2	112,489	137,381	9.1	22.1
原料別半製品	140,006	170,891	12.7	22.1	115,414	157,101	10.5	36.1
機械・輸送機器類	456,652	572,050	42.4	25.3	341,324	442,353	29.5	29.6
雑製品	119,436	139,541	10.3	16.8	180,145	203,112	13.5	12.7
特殊取扱品	37,983	40,724	3.0	7.2	38,114	29,061	1.9	△ 23.8
合計(その他含む)	1,097,142	1,348,778	100.0	22.9	1,206,475	1,501,761	100.0	24.5

表4 EU27の主要品目別輸出入(域内貿易)

	輸出(FOB)				輸入(CIF)			
	2009年		2010年		2009年		2010年	
	金額	金額	構成比	伸び率	金額	金額	構成比	伸び率
食料品および動物	197,685	212,462	8.4	7.5	194,535	209,226	8.5	7.6
飲料およびたばこ	31,241	32,628	1.3	4.4	31,215	32,665	1.3	4.6
食用に適さない原材料	58,656	82,089	3.2	40.0	61,425	85,650	3.5	39.4
鉱物性燃料・潤滑油等	129,890	172,671	6.8	32.9	132,217	177,883	7.2	34.5
動植物性油脂およびろう	9,397	10,486	0.4	11.6	9,708	10,630	0.4	9.5
化学工業製品	366,175	418,360	16.5	14.3	365,982	415,463	16.9	13.5
原料別半製品	330,944	400,358	15.8	21.0	315,073	381,423	15.5	21.1
機械・輸送機器類	775,134	879,770	34.7	13.5	749,903	854,223	34.7	13.9
雑製品	263,468	286,340	11.3	8.7	243,402	262,065	10.6	7.7
特殊取扱品	34,163	43,229	1.7	26.5	24,014	31,975	1.3	33.2
合計(その他含む)	2,196,752	2,538,393	100.0	15.6	2,127,474	2,461,203	100.0	15.7

入が 15.7%増の 2 兆 4,612 億 300 万ユーロと、順調に回復。ユーロ圏内でも輸出は 14.0%増、輸入は 13.4%増となった。ただし、EU 域外の貿易は、輸出が 22.9%増の 1 兆 3,487 億 7,800 万ユーロ、輸入が 24.5%増の 1 兆 5,017 億 6,100 万ユーロと、域内貿易より伸び率が高い。ユーロ圏、新興国への輸出の伸張などが背景にあるとみられる。

■ 中国との貿易摩擦が激化

2010 年の EU の域外貿易を品目別で見ると、輸出では、2009 年に大きく落ち込んだ主力の機械・輸送機器類（構成比 42.4%）が、前年比 25.3%増と回復し、2008 年の金額を上回った。輸送機器、特に乗用車が 5 割以上伸びた。乗用車の最大の輸出相手国である米国向けが 5 割近く伸びたほか、中国、トルコ、韓国向けで 2 倍以上に増加した。日本向けも 4 割以上増えた。化学工業製品（17.5%）も 20.2%増、原料別半製品（12.7%）も 22.1%増と軒並み 2 ケタ以上の大きな伸びを示し、全体でも 2008 年の実績を上回った。輸出が大きく落ちこんだ 2009 年であっても輸出が増加した医薬品は、17.0%増と引き続き順調に伸びた。

輸入では、機械・輸送機器類（構成比 29.5%）が 29.6%増、鉱物性燃料・潤滑油等（25.4%）が 28.2%増と上位品目が大きく伸びたが、数量ベースでは微減となっており、原油価格などの上昇が輸入増の背景にある。

2010 年の EU の域外貿易を国別にみると、輸出ではいずれも主要国は増加に転じた。中でも、BRICs 諸国が、中国（構成比 2.9%）37.2%増、ロシア（2.2%）31.8%増、インド（0.9%）26.1%増、ブラジル（0.8%）44.6%増と、いずれも大きな伸びを示した。中国は、EU 域外ではスイスを抜いて米国に次ぐ第 2 位の輸出先となった。

輸入でも、中国（構成比 7.1%）は 31.7%増、ロシア（4.0%）は 34.5%増、インド（0.8%）は 30.3%増、ブラジル（0.8%）は 25.6%増と、BRICs 諸国が大きく伸びた。一方で、米国（4.3%）からの輸入は 6.4%増にとどまった。

EU の域外貿易を国別・品目別にみると、ロシアからの輸入は、全体の 4 分の 3 近くを占める鉱物性燃料・潤滑油等の輸入が 35.1%増と伸びた。数量ベースでの伸びはわずかで、原油価格の上昇が輸入額の増加に直結した。

EU 域外では最大の輸出相手国である米国については、最大の品目で全体の 4 割弱を占める機械・輸送機器類が 20.0%増、4 分の 1 を占める化学工業製品が 11.7%増となった。化学工業製品は、軒並み輸出が落ち込んだ 2009 年であっても、医薬品の輸出が維持されるなどして、横ばいに踏みとどまったこともあり、2010 年の化学工業製品の伸び率は低かった。輸入は最大の品目で全体の 4 割弱を占める機械・輸送機器が 7.3%増にとどまり、全体

でも 6.4%増だった。

中国への輸出は、乗用車などが大きく伸びたため、対中輸出の 6 割強を占める機械・輸送機器類が 43.9%増と大幅に拡大した。また、5 年連続で域外の最大の輸入元となった中国からの輸入は、ノートパソコンが大幅に増加し、また太陽電池などに使用する光電性半導体デバイスが急速に伸びるなど、対中輸入の半分強を占める機械・輸送機器類が 42.4%増と大きく伸びた。

こうして EU の貿易に占める中国の存在感が高まる中、中国との貿易摩擦は激化している。炭素鋼ねじなどをめぐっては、アンチダンピング（AD）措置の応酬となり、その結果、相互の措置について WTO へ提訴し合う格好となった。また、EU は 2011 年 5 月に対中では初となる相殺関税を発動。中国はこれに対しても WTO に提訴する構えをみせている。このほかに、EU は中国産無線 LAN モデムに対し 2010 年 6 月に AD、9 月に相殺関税の調査をそれぞれ開始していたが、ベルギーの申立企業は、中国企業と金銭による和解で合意に達した結果、申立を取り下げた。このため、2011 年 3 月に、AD、相殺関税とも調査中止を決定した。無線 LAN モデムなどの EU の中国からの輸入は 54 億ユーロに上り、仮に AD、相殺関税が発動されればその影響は甚大になることが予想された。今後もこうした貿易紛争に繋がる案件は増加するおそれがある。

他方、長年中国との貿易紛争の原因の一つとなっていた革靴への AD 措置は、2011 年 3 月をもって終了した。同措置をめぐっては、中国は WTO に提訴し、2010 年 5 月にパネルが設置されている。前回の措置延長時（2009 年 12 月）には、事前の加盟国事務会合では延長反対が多数だったにもかかわらず、EU 閣僚理事会では、再度の延長はしないとの理解のもとで、15 ヶ月措置が延長されていた。域内でも賛否両論のあった AD 措置は、ようやく終わりを迎えることになった。

中国との関係では、2010 年夏に「EU 中国投資共同タスクフォース」が設置され、二国・地域間投資協定（BIT）の可能性も含め、投資関係の強化のための方策が議論されている。EU 加盟各国は、アイルランドを除き既に中国と BIT を締結しているが、その内容にはばらつきがある。欧州委員会は、このことが EU 企業の対等な競争環境（レベル・プレイング・フィールド）の確保の妨げになっていたとしている。リスボン条約発効前は、BIT の締結権限は加盟国にあったため、EU レベルで BIT を結ぶことはできなかったが、リスボン条約により EU に投資協定の締結権限が与えられた。欧州委員会が 2010 年 7 月に発表した投資政策では、BIT の短中期的な交渉優先国として中国が挙げられている。2011 年 5 月からは、EU レベルでの BIT の必要性について、パブリック・コンサルテーションが実施されている。

■ 食品や電気通信分野で大規模な M&A

EU 統計局(ユーロスタット)によると、2010 年の EU の域内直接投資(対内投資)は前年比 13.2%増の 1,456 億 2,000 万ユーロ(国際収支ベース、ネット、フロー)となった。域外からの対内直接投資は前年比 74.9%減の 541 億 9,700 万ユーロとなり、また域外向け対外直接投資は 62.0%減の 1,067 億 300 万ユーロで、対内・対外とも前年に続き大きく減少した。

国別では、ルクセンブルクへの対内投資、および同国からの対外投資が引き続き第 1 位となっている。同国には統括会社、金融持ち株会社などの特別目的事業体(SPE)を設置する企業が多く見られ、SPE 経由での投資が数字を押し上げている。

EU の 2010 年のクロスボーダー M&A(2010 年に完了した案件)は、被買収側でみると前年比 16.0%増の 2,332 億ドル(3,129 件)、買収側でみると 2.9%減の 1,964 億ドル(3,454 件)で、それぞれ世界全体の 3 分の 1 前後を占めた。またこのうち EU 域内のクロスボーダー M&A は、35.7%減の 733 億ドル(1,612 件)となった。

2010 年世界最大のクロスボーダー M&A 案件は、米国の食品大手クラフトフーズによる英製菓キャドバリーの買収だった(214 億 1,801 万ドル)。さらに、食品分野の大規模案件としては、オランダのビール最大手ハイネケンによるメキシコのビールメーカー FEMSA の買収(73 億 2,502 万ドル)もあった。

このほかに欧州企業が関連する大規模な M&A 案件としては、2010 年には米医薬品大手のアボットラボラトリーズがベルギー化学・製薬大手ソルベイの製薬部門を買収(76 億 345 万ドル)、2011 年 4 月には、フランス医薬品大手サノフィ・アベンティスが、遺伝性疾患治療薬で世界最大の米ジェンザイムを買収(208 億 5,650 万ドル)した案件があった。サノフィは 2010 年 10 月には、中国大衆薬大手 BMP サンストーンの買収も発表している。

EU では、電気通信分野の自由化、欧州単一市場形成に向けて、さまざまな施策が進められている。2010 年の EU 単一市場強化に向けたモンティ報告では、「欧州デジタル単一市場」と題して、電気通信サービスの自由化や電子商取引の促進に向けての法整備などを提言。これを受けて、新成長戦略「欧州 2020」では、旗艦イニシアティブの一つ、「欧州デジタル計画」を中心に、電気通信分野での単一市場形成に向けたさまざまな措置を提示した。2011 年 6 月の欧州理事会では、2015 年までのデジタル単一市場の完成を目指し、ロードマップを策定するよう欧州委員会に求めた。

こうして市場のさらなる統合、拡大が見込まれるなか、2010 年、2011 年前半には同分野で大規模な M&A があつた。2010 年 4 月には、フランステレコム傘下の移動体通信大手オレンジとドイツテレコム傘下の英 T モバイルの合

併が完了(84 億 9,623 万ドル)。2011 年 4 月には、ロシアの通信大手でオランダに本社を持つビンペルコムがイタリアのウィンド・テレコムを買収(223 億 8,231 万ドル)した。対外的な積極的展開もみられ、スペイン通信最大手テレフォニカが 2010 年 9 月、ブラジル携帯最大手ビボの完全子会社化を前提とした株式の追加取得(97 億 4,279 万ドル)を行ったほか、英通信大手ボーダフォンが 2011 年 3 月、インド子会社を買収した(50 億ドル)。

引き続きエネルギー分野での M&A も活発だ。2011 年 2 月には、英国の卸発電事業者インターナショナルパワー(IPR)によるフランスの GDF スエズの国際エネルギー部門である GDF スエズ・エナジー・ヨーロッパ&インターナショナル(ベルギー)の買収が完了した(250 億 5,626 万ドル)。IPR は GDF スエズ・エナジー・ヨーロッパ&インターナショナルなどの資産を取得し、GDF スエズは IPR の株式の 70%を保有する。ただし、欧州委員会とは合併承認の際に、IPR によるベルギー市場の寡占を指摘。同社がベルギーに保有する T パワー天然ガス火力発電所の株式を第三者に譲渡することを条件とした。これを受け、伊藤忠商事は 2011 年 5 月、T パワーの株式 33.3%を IPR から取得することで合意した。

EU の合併規則との関連では、欧州委員会は 2011 年 1 月、ギリシャのオリンピック航空とエーグ航空との合併を禁止する決定を下した。欧州委員会が合併禁止を決定したのは 2007 年のアイルランドの欧州格安航空大手のライアンエアによるエアリングスの買収以来。ギリシャの航空市場に寡占状態をもたらすと判断された。

■ エネルギー分野で活発な日本企業の参入

日本との 2010 年の貿易は、輸出は前年比 21.3%増の 437 億 3,100 万ユーロ、輸入は 14.4%増の 648 億 9,800 万ユーロと、金融危機の影響で大きく落ち込んだ 2009 年からともに大きく回復した。乗用車などが伸び、輸出の 3 割強を占める機械・輸送機器類が 24.5%増だった。このほかに、個別事例としては、スカイマークが欧州航空機最大手エアバスから A380 を 2011 年 2 月に 4 機、2011 年 6 月に 2 機をそれぞれ購入する契約を結んだ。日本企業による A380 の導入は初めて。続いて薬剤などが大きく増加した化学工業製品も 24.9%増と大きく伸びた。

輸入では全体の 3 分の 2 強を占める機械・輸送機器類(構成比 67.3%)が 12.5%増だった。一般機械や特殊機械、電子機器などが伸びた一方、乗用車の輸入は 9.6%減となった。東日本大震災後の日本からの輸入については、日本からの食品の輸入がそれほど多くないこと、証明書の要求を開始したのが 3 月 28 日の日本発送分からであることなどから、2011 年 3 月の貿易統計では大きな影響はみられず、4 月も食品は前年同月比で約 1 割減となったものの、全体では 7.9%増となった。

複合機、セットトップボックス、パソコン用モニターの EU への輸入時の関税分類について、日本、米国、台湾が EU を WTO に提訴していた件では、2010 年 8 月に日本らの主張をほぼ全面的に認める WTO パネル報告が発表された。EU は上訴しなかったため、2011 年 6 月末までに履行措置をとることになった。EU は関税分類コードの修正などの措置を講じ、2011 年 7 月に WTO に通知したが、適切な履行措置であるかどうかについて、今後日本、米国、台湾が再び WTO で争う可能性がある。

2010 年の日本との直接投資は、日本から EU 向け直接投資が 14 億 9,500 万ユーロ、EU から日本向け直接投資が 40 億 7,800 万ユーロの引き揚げ超過となった。オランダからの投資の引き揚げ超過が背景にあるとみられる。多国籍企業の統括会社が多く所在するオランダへの資本流出は、他国企業による撤退や他国企業間の事業再編の結果に起因する場合も少なくない。例えば、日本銀行の統計によれば、2010 年第 2 四半期には、化学・医薬で大幅な引き揚げ超過となったが、これは米国の製薬企業間の合併に伴う日本法人の整理統合の結果とみられる。

EU 向けの投資では、商社による欧州企業の買収が活発だ。伊藤忠商事は 2011 年 3 月、英タイヤ小売大手のクイック・フィットグループのホールディング会社スピーディ

を買収に合意し、5 月には欧州委員会の許可を得た。また、同社は上記の通り、2011 年 5 月にはベルギーの発電所を買収することでも合意したほか、2011 年 4 月には英国でも廃棄物処理・発電事業の PFI 契約に調印し、新規参入することを発表した。特に日本企業が積極的なのは再生可能エネルギー分野で、太陽光発電について、住友商事が 2010 年 11 月、再生可能エネルギー開発事業者 EDD とフランス国内最大級の太陽光発電事業を開始すると発表したほか、2011 年 2 月にはイタリア南部プーリア州での太陽光発電事業に参入を発表。このほかにも、双日が 2010 年 5 月、太陽光発電事業会社であるソウジツ・ソーラー・ベッツヴァイラーを設立、独南部で太陽光発電所の操業を開始した。蝶理は 2011 年 4 月、独太陽光発電事業への参入を狙い、EUROSOL に約 4 億 5,000 万円を出資した。太陽熱発電分野では、スペインで、三井物産が 2010 年 11 月に建設大手 FCC と、伊藤忠商事が 12 月に太陽熱発電事業大手アベンゴア・ソーラーと提携をそれぞれ発表、また 2011 年 2 月には三菱商事がアクションナの事業参画を発表するなど、同分野の案件が相次いだ。三菱商事は 2011 年 3 月には、三菱重工業、日立製作所とともに、新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) が実施するスペインでのスマートコミュニティ実施事業の F/S 調査を受託。今後の同分野での投資の布

表 5 EU27 の対日主要品目別輸出入<通関ベース>

(単位:100 万ユーロ, %)

	輸出 (FOB)				輸入 (CIF)			
	2009 年		2010 年		2009 年		2010 年	
	金額	金額	構成比	伸び率	金額	金額	構成比	伸び率
食料品および動物	2,162	2,505	5.7	15.9	120	143	0.2	19.2
飲料およびたばこ	1,346	1,381	3.2	2.6	16	22	0.0	37.5
食用に適さない原材料	1,005	1,378	3.2	37.1	408	728	1.1	78.4
鉱物性燃料・潤滑油等	198	252	0.6	27.3	445	459	0.7	3.1
動植物性油脂およびろう	135	153	0.3	13.3	10	11	0.0	10.0
化学工業製品	9,544	11,919	27.3	24.9	5,558	6,507	10.0	17.1
原料別半製品	2,823	3,577	8.2	26.7	4,032	4,798	7.4	19.0
機械・輸送機器類	11,060	13,774	31.5	24.5	38,802	43,659	67.3	12.5
雑製品	6,383	7,334	16.8	14.9	6,789	7,855	12.1	15.7
特殊取扱品	492	657	1.5	33.5	489	293	0.5	△ 40.1
合計(その他含む)	36,038	43,731	100.0	21.3	56,738	64,898	100.0	14.4

表 6 EU の国・地域別対内・対外直接投資<国際収支ベース, ネット, フロー>

(単位:100 万ユーロ, %)

	対内直接投資			対外直接投資				
	2009 年		2010 年		2009 年		2010 年	
	金額	金額	伸び率	金額	金額	伸び率	金額	伸び率
EU27	128,653	145,620	13.2	177,125	183,567	3.6		
米国	97,328	28,495	△ 70.7	79,246	11,914	△ 85.0		
カナダ	11,491	27,732	141.3	△ 918	△ 4,116	-		
香港	1,342	11,341	745.1	2,037	2,989	46.7		
スイス	24,724	6,243	△ 74.7	43,878	△ 7,385	-		
ブラジル	360	3,768	946.7	8,809	6,213	△ 29.5		
日本	△ 835	1,495	-	△ 158	△ 4,078	-		
中国(香港除く)	256	866	238.3	5,836	4,881	△ 16.4		
インド	871	568	△ 34.8	3,439	2,956	△ 14.0		
ロシア	2,699	△ 401	-	658	△ 414	-		
合計(その他含む)	344,381	199,817	△ 42.0	457,697	290,269	△ 36.6		

[注] EU27 域内の対内、対外直接投資は理論上一致するはずだが、統計誤差などにより一致しない。

石を打っている。

このほかに、楽天が2010年6月、仏最大の電子商取引サイトを運営するプライスミニスターを2億ユーロで買収すると発表するなど、新規産業での積極的な展開がみられる。

他方、対日投資では、自動車業界で提携・再編が進んだ。スズキは2009年12月にフォルクスワーゲン(VW)と包括提携で基本合意に達したことを発表し、2010年1月、VWはスズキの発行済み株式の19.9%を2,224億8,495万円で取得した。

2010年4月には、ルノー・日産アライアンスがダイムラーとの戦略的提携を発表した。ルノー・日産アライアンスがダイムラー株を3.1%、ダイムラーがルノー株および日産株を各3.1%保有するほか、電気自動車分野などでのシナジー効果を狙う。このほかに、2009年度に債務超過に陥った三菱ふそうは、ダイムラーから2011年1月に300億円の増資を受けている。

■ クロアチア加盟交渉はほぼ完了

クロアチアとの加盟交渉は、2011年6月末の加盟交渉会合をもって、すべての項目の交渉が完了した。年内に加盟条約に署名し、加盟各国の批准を経て、2013年7月からの加盟を目指す。ただし、加盟条約には、交渉妥結後、正式加盟までのモニタリングの実施とセーフガード措置の導入も盛り込まれることになった。欧州委員会は司法改革や腐敗への取り組み、造船、鉄鋼業の再編などを中心に監視し、半年ごとに報告書を作成する。クロアチアの取り組みに問題があるとされた場合、加盟の延期を含め、EU閣僚理事会はあらゆる措置をとることができる。同様のセーフガード条項は、ブルガリア、ルーマニアの加盟時にも設けられたが、当時に比べEU加盟国は、新規加盟に慎重な姿勢をみせており、加盟実現への障害となるおそれもある。

モンテネグロは、2010年11月の欧州委員会の加盟進捗報告書での勧告を受けて、同12月の欧州理事会で加盟候補国として承認された。

2009年12月に加盟申請をしたセルビアは、2011年中の加盟候補国認定を目指す。同国は、旧ユーゴスラビア国際戦犯法廷(ICTY)への協力が不十分との理由でオランダが交渉を進めることに消極的であるなど、西バルカン諸国では最も加盟交渉プロセスが遅れていた(コソボ除く)。しかし、2011年5月には指名手配されていたムラジッチ被告がセルビア国内で拘束されたことで、加盟候補国認定に向けての大きな一歩となるとみられる。

他方、アルバニアについては、2011年5月に実施した地方選挙で不正が行われた疑いがあり、欧州委員会のバローゾ委員長が予定されていた訪問をキャンセルした。秋にも加盟候補国として認定されることを目指していたが、

民主主義の実現は、EU加盟に向けたメルクマールであるコペンハーゲン基準の基本的な要件であり、一歩後退したとみられる。

アイスランドについては、アイスランドの銀行の破たんに伴う英国とオランダの預金者への補償が問題となった、アイスセーブ問題が暗礁に乗り上げている。2010年3月の国民投票での法案否決を受けて、英国、オランダと再度交渉がなされ、合意に達したが、2011年4月に行われた国民投票では、再び法案は否決された。英国とアイスランドの間では、サバの漁獲量をめぐって「サバ戦争」と呼ばれる紛争も生じており、交渉への影響が懸念される。そもそも、アイスランド国内では、金融危機直後にあったEU加盟への熱意が冷めつつある。直近の世論調査では、EU加盟に賛成する声は4割弱にとどまっている。

トルコとのEU加盟交渉については、2010年11月の欧州委員会の加盟進捗報告では、人権保障強化などを含む2010年9月の憲法改正について一定の評価をする一方、政党や国民とのコンセンサスが不十分なまま改正プロセスが進んだことを挙げ、改正事項の具体的な履行を求めた。キプロスとの2国間関係の正常化についても迅速な対応を求め、同問題が引き続き交渉の障害となっていることを示している。こうしてEUとの加盟交渉が遅々として進まないなか、トルコは近隣諸国とFTAや双務ビザ免除によって関係強化を図り、2010年には輸出シェアではEU向けが大幅に縮小している。他方、2011年7月に発足した第3次エルドラン内閣では、EU担当相を設置しており、引き続き技術、制度面を中心に加盟交渉は淡々と進められていくものとみられる。

ただし、仮に加盟交渉が完了したとしても、EU加盟国のなかには、トルコ加盟の承認については、国民投票の実施を定める国もある。例えば、フランスでは2005年、2008年の憲法改正により、トルコ加盟を見据えて、新たな加盟条約の批准には国民投票を実施することとされた(ただし、両院それぞれで5分の3以上の賛成が得られた場合は、両院合同議会の5分の3の賛成により条約を承認することができる)。加盟実現には最終的にはこうしたハードルも越えなければならない。

2011年1月よりエストニアがユーロに加入し、ユーロ加入国は17カ国となった。

■ 韓国とのFTAは11年7月に暫定適用開始

EU韓国FTAについては、欧州議会が2011年2月、韓国国会が同5月にそれぞれ協定を批准し、7月1日から暫定適用を開始した。FTAは金額ベースで98.7%、品目ベースで96.2%の関税を5年以内に撤廃する。EUでは電気・電子機器(最大14%)、乗用車(同10%)などを中心に高関税が残っているため、今後日本企業は韓国企業との関係で競争上の不利益を被るとみられている。さ

らに、EU 韓国 FTA が規定するのは関税だけにとどまらない。自動車、電子・電気機器などの非関税障壁、サービス、政府調達、知的財産権、補助金規制など幅広い自由化・規制緩和に取り組んでおり、EU のこれまでの FTA と比べても格段に高度な内容となっている。EU は、韓国との FTA を今後の FTA のベンチマークにするとしており、この点でも EU 韓国 FTA が結ばれた意義は大きい。

2010 年 4 月の日・EU 定期首脳協議では、日 EU 経済関係の包括的な強化および統合に向けての協議を進めるため、合同ハイレベルグループを設置することで合意した。合同ハイレベルグループは 2011 年 3 月までに 4 回開催され、EU 側からは非関税障壁 27 項目への取り組みが求められるなど、さまざまな課題が討議された。こうしたなか、東日本大震災後の欧州理事会に向けて、英国、オランダ、スウェーデン、フィンランド、デンマーク、ポーランド、エストニア、ラトビア、リトアニアの首脳の名によるパローゾ委員長宛の書簡で、日本との FTA への支持が表明された。3 月の欧州理事会では、「次の日・EU 首脳協議は、日本が非関税障壁、ならびに公共調達への制限に積極的に取り組むことを前提に、FTA 交渉の開始の可能性によることも含め、関係を強化し、共通の課題に取り組むために活用されなければならない」として、日本との FTA 交渉開始の可能性に言及した。その後ドイツ・メルケル首相も FTA 支持に言及するなど、交渉開始への期待は高まった。一方で、EU 内では、日本の非関税障壁への取り組みを注視すべきという声も根強かった。こうして、日 EU 定期首脳協議前の EU 外相理事会では、正式な交渉開始に先立って、スコーピング(協定の対象範囲の検討)作業を行うことを決定。5 月 28 日の日 EU 定期首脳協議では、「高度かつ包括的な FTA/EPA」および政治協力などを含む協定の交渉に向けての作業を進めることで合意した。まずはできるだけ早急にスコーピング作業を開始し、それと並行して、「成功裏のスコーピングに基づいて」欧州委員会は FTA 交渉に必要な権限の付与を EU 閣僚理事会に求める。

カナダなどとの FTA 交渉では、こうしたスコーピング作業を経て、交渉を開始している。カナダの場合、2008 年 10 月の首脳会議でスコーピング作業の開始に合意。2009 年 3 月の報告書発表を受けて、欧州委員会は 2009 年 4 月に加盟国から交渉権限を取り付け、2009 年 5 月の首脳会議で正式に交渉開始に合意した。カナダとの FTA 交渉は、2009 年 10 月に第 1 回交渉会合を開催して以来、2011 年 4 月までに計 7 回の交渉会合を実施している。2011 年内の交渉妥結を目指し、交渉が進められている。

個別国への交渉へと切り替えられた ASEAN 諸国については、シンガポールとは 2010 年 3 月、マレーシアとは 2010 年 10 月にそれぞれ FTA 交渉を開始した。シンガポールとの交渉は、2011 年内の妥結を目指している。ベト

ナム、タイなども 2011 年内の交渉開始を目指す、それぞれ国内での反対論は根強い。

インドとの交渉は、2011 年内妥結を目指し、集中的に協議が行われている。2010 年 12 月の首脳会議では、2011 年春の交渉妥結の「重要性を再確認」したが、自動車、ワイン・スピリッツの関税、サービス、政府調達などが争点となり、妥結への見通しはいまだ見えない。

欧州委員会は、2014 年以降の一般特惠関税制度(GSP)の見直しでは、特惠付与の条件を厳しくし、対象国・地域を 176 から 80 程度へ絞り込むことを提案した。欧州委員会は、2010 年 10 月の新通商戦略の発表以来、経済規模に応じ相応の対価を求める姿勢を鮮明に打ち出している。GSP 改革発表の記者会見でデュ・グヒョト委員(通商担当)は、タイ、インドなども見直しの対象として挙げており、一方的な特惠を与える GSP から互恵的な FTA へという姿勢の変化の一端がみられる。

中南米との FTA については、2011 年 3 月に、アンデス共同体(CAN)のうち、ペルー、コロンビアとの FTA、および中米諸国(コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ)との FTA についてそれぞれ仮調印を終えた。

2010 年 5 月に再開したメルコスールとの交渉については、交渉再開後 2011 年 7 月までに計 6 回の交渉会合を実施した。EU 域内の農業国の反発は強く、2011 年 4 月の農水相理事会では、農産品自由化による国内産業への悪影響を懸念したアイルランドが、「欧州委員会による影響評価の中身を十分吟味するまで関税譲許のオファーはなされるべきではない」との要請をしており、多くの加盟国の支持を受けている。

地中海諸国に関連しては、2011 年 4 月の EU 閣僚理事会で、新しい原産地規則議定書の署名が承認された。議定書には EU、EFTA、西バルカン諸国、バルセロナ・プロセスに参加する地中海諸国が参加する予定。これまでも EU と一部地中海諸国との間では、FTA の特惠を受けるために、累積原産地制度が認められてきた。しかし、これは二国間議定書に基づくものであり、その数はおよそ 60 に上る。例えば、原産地規則を緩和しようとする場合、この 60 の議定書それぞれを改正する必要がある。EU は 2011 年 1 月から GSP の原産地規則を簡素化したのをはじめ、原産地規則の見直しを図っているが、地中海累積原産地制度については、このような障害が存在した。今回議定書を一本化したことで、原産地規則緩和の議論にも弾みがつくとみられる。

■ RoHS 改正案を採択

化学物質規制(REACH)については、2011 年 2 月、高懸念物質(SVHC)として認可の対象となる物質として、6 物質が認定された。これらの物質は、2014~15 年から、

使用許可を受けない限り、物質の販売と使用が禁止される。SVHC については、2011 年 5 月現在、46 物質が SVHC の候補物質として特定されている。これらの SVHC 候補物質については、成形品中の濃度、年間使用量など一定の要件を満たす場合には、使用する企業は欧州化学物質庁(ECHA)に届出を提出する義務を負う。この届出義務の適用が 2011 年 6 月から実施されている。

議論が続いていた電気・電子機器の特定有害物質使用制限(RoHS)指令改正案は 2011 年 5 月、欧州議会の修正案を受け入れ、EU 閣僚理事会で採択された(7 月 1 日官報で公示)。今回の改正では、「その他の電気・電子製品」という包括的なカテゴリーが導入された。ただし、ソーラーパネルなど一定品目は対象から除外される。争点となっていた規制対象物質の追加は、今回の改正では見送られた。また、CE マークの添付が義務化された。企業は、猶予期間を経て、RoHS 指令について適合性を評価し、適合宣言を行った上で、CE マークを付さなければならない。

エコデザイン(EuP/ErP)指令に基づく、製品ごとのエネルギー効率性規制については、2010 年 11 月に洗濯機、食洗機、2011 年 3 月に電気モーター駆動のファン(125～500kW)に関する規則がそれぞれ採択された。これにより、猶予期間を経て、一定の基準を満たさない製品の販売は禁止されることになる。2011 年は、6 月にエアコンに関する規則がコミロジ委員(専門家委員会)で採択され、秋にも施行の見込み。またボイラーなども規則の制定が見込まれているほか、複合型セットトップボックス、映像装置については、EuP/ErP 指令のもとでは初の試みとなる自主規制の導入が予定されている。欧州委員会は、EuP/ErP 指令で各製品の最低限の効率性を確保するとともに、エネルギーラベルの導入により、製品のエネルギー効率性を可視化し、省エネ技術の底上げを図っている。このエネルギーラベルについても、テレビ、洗濯機、冷蔵庫、食洗機に関する規則が 2010 年 9 月に、エアコンに関する規則が 2011 年 5 月に、それぞれ採択された。

エネルギー効率化については、「欧州 2020」で提示された目標の中でも、達成に向けての取り組みが最も遅れている。「欧州 2020」では、2020 年までにエネルギー消費量の 20%削減を目標として掲げているが、各国の実施状況を積算すると、現状の計画のままだと、目標の半分にも満たない 9%にとどまると予測されている。これは、他の温暖化防止に関わる目標については、国別に目標が設けられその達成が法的に義務付けられているのに対して、エネルギー効率化目標は、各国が自主的に提示するもので、法的拘束力も持たされていなかったことが一因とされている。

そこで、欧州委員会は 2011 年 6 月に、エネルギー効率化法制の改革案を提示した。提案では、目標値そのもの

には法的拘束力は持たされなかったが、目標達成のための手段の採用が加盟国に義務付けられた。すなわち、加盟各国は、エネルギー事業者の販売量の削減を原則として義務付ける制度を導入しなければならない。既に同様の制度はいくつかの加盟国で導入されており、一定の成果を収めている。欧州委員会の提案は、これを EU 全体に拡大するものといえる。ただし、提案では、他の代替措置によって、エネルギー販売事業者に義務を課すことなく目標を達成できるのであれば、これらの代替措置でもよいこととした。